	供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
（略）	（略）
第四十九条の六	（略）
第五十六条	
報告書二通	報告書
報告書を二通	報告書を
（略）	（略）
附則第七項	
令第三十六条の二第二号	令第三十六条の三第二号
法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

2～4　（略）

5　存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十条第一項第二号		
令第十一条第一号に規定する他制度加入者（以下単に「他制度加入者」という。）	令第十一条第一号に規定する他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下「他制度加入者」と総称する。）	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

	供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
（略）	（略）
第四十九条の六	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
附則第七項	
（新設）	（新設）
法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

2～4　（略）

5　存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十条第一項第二号		
令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十二条の二		
令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	平成二十六年経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	
（略）	（略）	（略）
（略）	平成二十六年経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	
（略）	（略）	（略）